2022年3月18日

各　位

会社名　　ピープル株式会社
代表者名　取締役兼代表執行役　桐渕真人
（東証JASDAQ　7865）
問合せ先　IR担当　　　　飛田留美子
（TEL.　03-3862-2768）

定款一部変更に関するお知らせ

2022年3月14日開催の当社取締役会において「定款一部変更の件」に関し2022年4月13日開催予定の第45 回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、事後ながら下記のとおりお知らせいたします。本件の開示が遅れましたことを謹んでお詫び申し上げるとともに、今後は適時開示制度の重要性に鑑み、適時適切な開示に努めてまいります。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

①変更案第13条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

②変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第13条）は不要となるため、これを削除するものであります。

④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第13条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削除）
（新設）	（電子提供措置等） 第13条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

	２．　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
（新設）	（附則） １．変更前定款第 13 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第 13 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。 ２．前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 13 条はなお効力を有する。 ３．本附則は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

3.　日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）　2022 年 4 月 13 日

定款変更の効力発生日（予定）　2022 年 4 月 13 日

以上